

# 合併を決めるのは 門真市民です

住民投票条例  
制定の直接請求の  
準備を進めます

## 「住民投票条例」制定を求める

### 直接請求とは？

住民投票条例を制定するには、①市長が条例提案する方法、②議員が条例提案する方法、③住民の条例制定の直接請求にもとづいて条例提案する方法があります。

直接請求とは、地方自治法第74条により、有権者の50分の1（門真市では2173人）以上の署名と条例案を市長に提出すれば、市長は意見をつけて条例提案しなければなりません。

いずれの方法でも、市議会での審議を経て、賛成多数の議決によって、条例として成立します。実施については、住民の意思として確認された訳ですから、その実施責任者は、当然、市長となります。

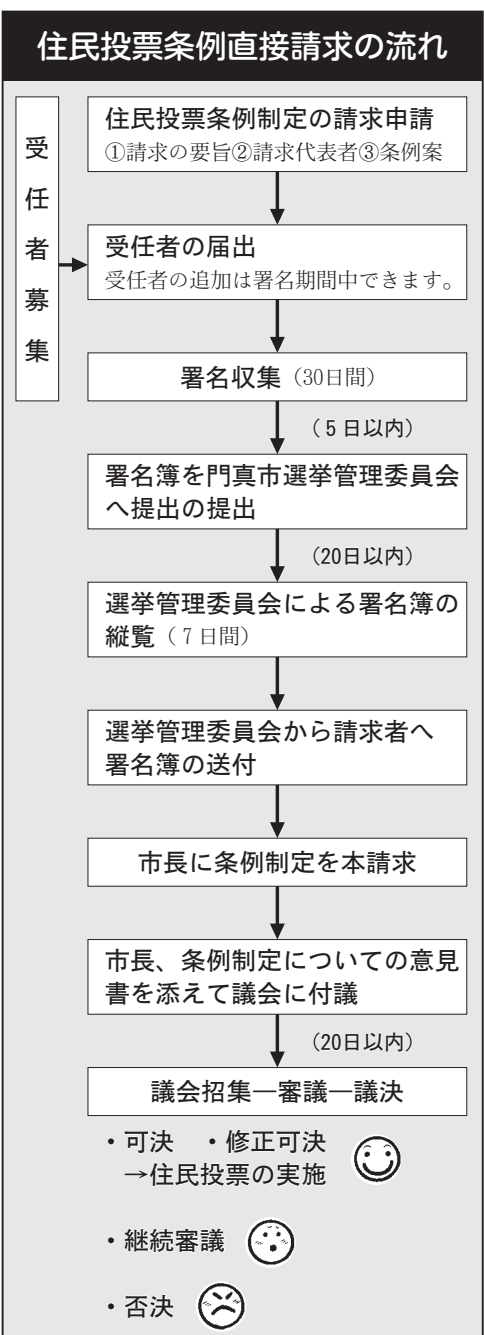
### 直接請求を集める人

### 受任者になってください

条例制定の直接請求署名は、請求代表者から委任状を受取った受任者だけが集めることができます。未来の会としては、直接請求にむけて、できるだけ多くの人が受任者になっていただけるよう募っています。

受任者になってよいという方は

添付のがきか、電話・ファックスなどで未来の会事務所、または未来の会参加団体まで、氏名・住所・生年月日の登録を願います。



## Q&A 「受任者」「直接請求署名」について

**Q 受任者になる資格は**  
**A** 門真市に住所があり、有権者である方です。国家公務員は禁止されていますが、地方公務員は禁止されていません。  
 所定の署名簿で署名を集めていただければ誰でもなれます。「家族だけなら」「友人・知人に数名だけなら」という方も大歓迎です。

**Q 直接請求署名と請願署名の違いは**  
**A** 条例提案を直接、市民ができるという点で請願署名などの他の署名よりも強い法的効力をもっています。それだけに、いくつかの決まりがあります。①署名できるのは、門真市の有権者のみ、②氏名を自著し、住所・生年月日を記載し、押印（認印・拇印も可）すること（家族は同じ印でも可）となっています。

**Q 署名の集め方は**  
**A** 友人や知人に会って集めたり、街頭でお願いします。選挙運動ではないので、個別訪問も禁止されていません。  
 代筆、回覧、郵送での署名依頼は禁止されています。所定の署名簿は一冊として綴られており、ばらして集めることはできません。

## 門真市が守口市と合併することの是非を問う住民投票条例試案（抜粋）

「住民投票を求める守口市民連絡会」が昨年12月に発表した条例案や昨年4月に大阪府下で初めて住民投票が実施された高石市の条例などを参考にしました。  
 投票日については、合併協議会での新市建設計画などの情報を市民に提供し、説明会などを開催し、十分に周知した上で実施することとします。投票資格者は満18歳以上で、永住外国人も含まれます。

**（目的）**  
 第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、本市が守口市と合併することの是非について市民の意思を確認することを目的とする。  
**（住民投票）**  
 第2条 前条の目的を達成するために、合併に対する賛否を問う市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。ただし、住民投票は、守口市・門真市合併協議会において、新市建設計画が確定されるのを待っておこなうものとする。  
 第3条 住民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。  
**（住民投票の執行）**  
 第4条 住民投票は、市長が執行するものとする。  
 第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第77号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。  
 第6条 選挙管理委員会は、前項の規定により委任を受けた住民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとする。  
**（住民投票の期日）**  
 第7条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から30日以上経過した日で、市長が定める日曜日とする。  
 第8条 前項の規定により投票日を定めるときは、市長は選挙管理委員会にこれを通知しなければならない。  
 第9条 前項の通知を受けた選挙管理委員会は、投票日の14日前までにこれを告示しなければならない。  
**（投票資格者）**  
 第10条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において本市に住所を有する年齢満18歳以上の者であって、前条第3項に規定する告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。  
 (1) 日本国籍を有する者で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市区町村から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者  
 (2) 外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本市にある永住外国人であって、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同法第6項の居住地変更

更の登録を受けた場合には、当該申請の日から引き続き3月以上経過している者  
 2 前項第2号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者という。  
 (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格を持って在留する者  
 (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者  
**（中略）**  
**（投票の方式）**  
 第11条 住民投票は、1人1票とし、秘密投票とする。  
 第12条 投票資格者は、本市と守口市との合併に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対の欄に、自ら○を記載し、これを投票箱に入れなければならない。  
 第13条 前項の規定にかかわらず、身体の故障等の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができ  
**（中略）**  
**（情報の提供）**  
 第14条 市長は、住民投票を執行するに当たり、投票資格者に対し、本市が守口市と合併することについて投票資格者その意思を明確にするために必要な情報の提供に努めなければならない。  
**（投票運動）**  
 第15条 住民投票の運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。  
**（中略）**  
**（投票結果の尊重）**  
 第16条 市長、市議会及びその他執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければならない。  
**（委任）**  
 第17条 この条例に規定するもののほか、住民投票に関し必要な事項は、市長が定める。

**附 則**  
 1 この条例は、公布の日から施行する。  
 2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日に、その効力を失う。